

廿日市市まちづくりチャレンジ事業

募集要項

(令和7年度審査・令和8年度実施事業)

【提案事業 募集期間】

令和7年6月1日（日）から

令和7年7月31日（木）まで

協働 × 地域経営 // 持続可能なまちづくり
新たに始める地域のチャレンジを応援する補助金

<本制度に関するお問い合わせ先>

廿日市市 地域振興部 地域振興課

住所：〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目1番1号

Tel：0829-30-9137（ダイヤルイン）

E-mail：chiikishinko@city.hatsukaichi.lg.jp

もくじ・・・

0	プロローグ	・・・	P 3
1	制度の趣旨	・・・	P 4
2	補助対象事業	・・・	P 5
3	補助対象経費、交付額等	・・・	P 6
4	対象団体	・・・	P 8
5	補助対象事業の公募	・・・	P 9
6	まちづくりチャレンジ事業審査会・補助事業の決定	・・・	P 11
7	結果通知など	・・・	P 14
8	交付の申請	・・・	P 14
9	事業の実施・留意事項	・・・	P 15
10	進捗状況の聴取及び調査	・・・	P 16
11	決定の取消及び補助金の返還	・・・	P 16
12	実績報告	・・・	P 17
13	その他の支援制度の活用	・・・	P 18
14	問合せ先	・・・	P 19

～プロローグ～

人口減少や少子化・超高齢社会の更なる進展に伴い、価値観や市民ニーズの多様化・高度化など、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

地域においても、顔の見える関係性の希薄化やこれまで地域を支えてきた人材の高齢化、担い手不足、活動資金の減少など、地域を支える力が少しずつ小さくなっているところもあります。

一方で、生活する上での困り事や地域全体の課題は複雑化・複合化し、これらに対する取組は分野ごとの専門性も高く、これらにうまく対応していくためには地域自治組織の組織力向上や市や民間企業、その他まちづくり活動団体などの多様な主体との協働による取組が求められています。

本補助制度のねらいは、地域自治組織の皆さまが、単に補助金を活用した新たな事業を創設し実施するというのではなく、事業を企画し、実施する過程の中で地区の現状（新たに発生している課題や優先順位をつけて取り組むべき課題、住民のニーズと課題解決に適した事業の実施状況、地区資源や担い手など）を市と一緒にみつめ直し、組織力や地区の一体感を確立し、多様な主体との連携による持続可能なまちづくりを推進することにあります。

これまでの活動も大事にしながら、これからのまちづくりに向けた小さいけれども長く続けられるチャレンジを、始めてみませんか。

1 制度の趣旨

市は、廿日市市協働によるまちづくり基本条例の理念の下、多様な主体との連携や地域経営の仕組みを取り入れた持続可能なまちづくりに取り組む地域自治組織の、地域力の維持・持続や地域における新たな活力創出に向けた活動に要する経費に対し、予算の範囲内において廿日市市まちづくりチャレンジ応援補助金を交付します。

※まちづくり交付金とまちづくりチャレンジ応援補助金の関係は、いわば「建物の1階と2階の関係」です。

地域課題の解決に向けた既存事業の継続や行事の存続は、どの団体にも共通して必要不可欠な基礎的な部分なので、まちづくり交付金として、市内の全団体に交付しています。

これまでになかった地域課題に対し、解決に向けた新規事業や既存事業の見直しなど、今後継続して取り組む必要性が高く、その事業を通じて団体の組織力向上に寄与する事業については、まちづくりチャレンジ応援補助金を活用することができます。（補助金の交付決定には、事業提案後に審査があります。）



2 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、地域課題の解決に向けて継続的に取り組む事業であって、次のいずれかに該当するものとします。

※単年度のみ単発的な事業やイベントは、対象になりません。

※過去にこの補助金及び活力あるまちづくり挑戦事業補助金の交付を受けたことのある事業は、対象になりません。

表 1

事業区分		事業内容
1	担い手の発掘	次世代の地域の担い手の発掘・育成を図る事業又は担い手の発掘につなげるために地域住民同士のつながりの増進を図る事業等
2	組織体制の見直し	活動の可視化、ビジョン（めざす姿）づくり、アンケートによる住民ニーズの把握・事業の見直し・企画・実施を図り、役員等の負担軽減を図る事業等
3	新しいサービスによる活力づくり	地域住民の抱える課題の解決に寄与するサービスを提供する事業、地域住民が主体で地域課題の解決にビジネス手法を取り入れて取り組む事業等

※上記に関わらず、次に掲げる事業については、補助の対象となりません。

- ・政治的又は宗教的活動を目的とするもの。
- ・選挙運動又はこれに類する活動を目的とするもの。
- ・廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等が関与するもの。
- ・その他市長が適当でないと認めるもの。

3 補助対象経費、交付額等

補助金の交付の対象となる経費並びに補助金の交付上限額及び補助率は、次のとおりです。

表 2

補助対象経費	内容及び留意事項	事業区分		
		1	2	3
報償費	講師謝礼、ボランティア報償（実費・謝礼）	○	○	○
旅費	役員研修会参加等、講師派遣等にかかる交通費（実費弁償を原則とする）	○	○	○
消耗品費	事務用品、書籍などの購入	○	○	○
燃料費	事業用の燃料（ガソリン、灯油など）の購入	○	○	○
印刷製本費	チラシ、パンフレット等の印刷・作成	○	○	○
通信運搬費	郵便料・送料、電話代・通信料	○	○	○
手数料	送金手数料、クリーニング代	○	○	○
保険料	活動保険料	○	○	○
委託料	外部の専門家等に事業を委託した場合の経費	○	○	○
使用料及び賃借料	機器のレンタル料、会場使用料など	○	○	○
研修参加負担金	資格試験受験（受講）料	○	○	○
人件費	団体運営やサービスの提供に係る事務員配備等の費用（給与・保険料等）	△	○	○
光熱水費	電気代、ガス、上下水道代	△	△	○
原材料費	商品作成に係る原材料費等	△	△	○
ハード整備費	事業所の整備改修 事業用備品（10万円以上のもの） 購入	△	△	○

表 3

事業区分		補助率	補助上限額	複数年度の2年目以降の補助上限額
1	担い手の発掘	対象軽費の3/4	単独 20万円 連携 30万円	前年度補助額の3/4までとする。
2	組織体制の見直し	対象軽費の3/4 ただし、 人件費は10/10	単独 40万円 連携 50万円	ただし、複数年度の計画の場合は、提案時の事業計画書中、対象軽費の額が最大となる年度の補助額をA、事業計画の額が2番目に大きい年度の補助上限額をBとし、 $B = A \times 3/4$ とする。
3	新しいサービスによる活力づくり	対象軽費の3/4 ただし、 人件費は10/10	単独 80万円 連携 100万円 ただし、ハード整備(工事請負費及び備品購入費)は補助額に占める割合の3/4まで	また、3年度に渡る場合は、対象軽費の額が最小となる年度の補助額をCとし、 $C = B \times 3/4$ とする。

注1 単独事業とは、対象団体が単独で実施する事業をいう。

注2 連携事業とは、市内外の多様な主体(募集要項に示す主体)が運営に主体的かつ継続的に関わる事業をいう。

なお、連携事業として認定する連携先は次のとおりです。

連携先	認定対象
企業、NPO、学校、他の地域自治組織 等	○
国、県、市	×

4 対象団体

提案主体となるのは、次の表に掲げる市内の地域自治組織とします。

また、提案できる事業は、地区内での合意形成に基づく1事業とし、1年度につき、1つの地域自治組織から複数の事業を提案することはできません。

地域自治組織の名称	
佐方アイラブ自治会	廿日市地区まちづくり協議会
平良地区コミュニティ	原地区コミュニティ推進協議会
宮内地区コミュニティづくり協議会	串戸地区自治協議会
地御前地区自治会	阿品地区コミュニティをすすめる会
阿品台コミュニティ	宮園地区コミュニティ協議会
四季が丘自治連合会	玖島地区コミュニティ推進協議会
友和地区自治会等連絡協議会	津田・四和ふれあいまちづくりの会
浅原の未来を創る会	コミュニティよしわ
大野第1区	大野第2区
大野第3区	大野第4区
大野第5区	大野第6区
大野第7区	大野第8区
大野第9区	大野第10区
大野第11区	宮島地域コミュニティ推進協議会

5 補助対象事業の公募

募集期間内に必要書類を地域振興課又は各支所へ提出することで、応募できます。

詳細は「5-1 事前相談会」及び「5-2 提案提出」を参照してください。

5-1 事前相談会

令和8年度実施事業については、令和7年1月に事前相談会を開催しました。

※事前相談会に参加していない団体も、「5-2 提案提出」を参照し、提案可能です。

5-2 提案提出

期間内に、必要書類を地域振興課又は各支所地域づくり係へ提出してください。

(1) 企画提案書の提出期間

令和7年6月1日（日） から 令和7年7月31日（木） まで

(2) 提出方法

- ・ 所定の様式に必要事項を記入し、持参又は郵送により提出してください。
- ・ 限られた時間の中で、審査会をより円滑に進めるため、記載事項に不備等がないか事前に市職員が内容を確認します。また、事業区分及び連携事業の確認も必要のため、提出期限の1ヶ月前には、1度、地域振興課又は各支所地域づくり係に相談の上、期限に間に合うように必要書類を作成し、提出してください。（確認に数日かかる場合があります。）

- ・ 提出された書類は、返却いたしませんので、必ず控えをとっておくようにしてください。

(3) 提出書類

【提出必須の書類】 ※ 提出必須の書類は、A4用紙で10枚程度

- ・ 様式第1号（まちづくりチャレンジ事業企画提案書）
※別紙1（事業計画書）及び別紙2（収支予算書）も提出してください。
- ・ 様式第2号（団体概要書）

▶ 様式データは、市ホームページからダウンロードできます。

トップページ > 担当部署で探す > 地域振興課 >

まちづくりチャレンジ応援補助金

【その他添付資料】

- ・ 提案事業の参考になる資料や住民ニーズの根拠となる資料
- ・ 審査会当日のプレゼンテーションに必要な資料（データ提出可）
- ・ 《連携事業の場合》連携団体の概要が分かる資料（会社概要等）

※審査会当日に使用される資料は事前に提出いただいている資料のみ
でお願いします。

(4) 提出先

廿日市地域の地域自治組織	▶	地域振興部地域振興課
佐伯地域の地域自治組織	▶	佐伯支所地域づくり係
吉和地域の地域自治組織	▶	吉和支所地域づくり係
大野地域の地域自治組織	▶	大野支所地域づくり係
宮島地域の地域自治組織	▶	宮島支所地域づくり係

6 まちづくりチャレンジ事業審査会・補助事業の決定

提出された提案書について、まちづくりチャレンジ事業審査会にて、次の(5)の審査内容に基づき審査します。審査会において、提案団体自ら事業を説明し、採択された事業が補助事業となります(2年以上の補助期間で提案され、採択された事業の再提案は必要ありません)。

(1) 実施時期

令和7年9月中旬

(2) 会場

市役所本庁又は近隣施設

(3) 事業の説明方法

プレゼンテーション

詳細は、提案団体の代表者に別途通知します。

※申請時に提出された資料が審査会の手持ち資料となります。

(4) 審査委員

審査委員の構成は次のとおりです。

- ・ まちづくりに関する相当な知見を有する者
- ・ 事業の継続的实施に必要な経営的知見やそのための技能を十分有する者
- ・ その他市長が必要と認める者

(5) 審査内容

審査項目	審査の視点	配点
① 的確性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内の課題や住民ニーズを的確に捉えているか。 ・ 事業目的や内容は、地区内の十分な合意形成が図れているか。 ・ 根拠に基づき、地区の課題とその解決法を設定しており、成果につながる見込みが高いか。 ・ 事業実施のタイミングは、適切か。 <p style="text-align: right;">など</p>	25点
② 公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に密着した事業か。 ・ 提案団体の専ら営利だけを追求する内容となっていないか。 ・ 地区住民の暮らしやすさ、地区への愛着度、地区の活気等の向上に広くつながるか。 ・ 地区住民に対し、事業の実施内容、成果等を理解してもらうための情報発信の方策は、適切か。 <p style="text-align: right;">など</p>	15点
③ 実現性 継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を継続できる組織体制か。過度な負担がないか。 ・ 必要な経費が見込まれているか。 ・ 補助期間終了後、財政的に自立して活動を継続できるか。 ・ 担当者が替わっても事業を継続できるか。後継者はいるか。 <p style="text-align: right;">など</p>	25点
④ 協働性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に必要な許可を関係機関から得られているか。得られる見込みか。 ・ 事業目的達成に向けて適切なパートナーとの協力体制ができているか。 ・ 事業目的達成に向けて適切なパートナーとの情報の共有を必要に応じて、行う予定があるか。 ・ 事業を行う上で、調整が必要な場合に、関係機関と丁寧な話し合いができているか。又は話し合う姿勢があるか <p style="text-align: right;">など</p>	15点

⑤ 創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進事例の研究、先進地視察の実施、専門家の助言の傾聴など、計画内容を磨いていく姿勢があるか。 ・ 地区の資源を活かす内容になっているか。 ・ 既存事業の手法の見直しや新しい取組方法を取り入れるなど創意工夫があるか ・ 事業を通じて、まちづくりにかかわる人材を発掘、育成する工夫があるか。 <p style="text-align: right;">など</p>	20点
【加点】 連携事業	多様な主体が事業の実施に主体的かつ継続的に関わる事業であるか。	10点
合 計		100点 (+10点)

※全委員の平均点が6割（60点未満）に満たない場合は不採択

(6) 審査会当日の流れ

- ① 提案する地域自治組織の発表者（代表者でなくてもかまいません）は、指定する時間までに、指定する場所へお越しください。
入室できる人数は、1団体あたり3人までとします。
- ② プレゼンテーションの時間になりましたら、順番に審査会場へご案内します。
- ③ 事務局からプレゼンテーション開始の合図があり次第、審査員に対してわかりやすくかつ簡潔に、事業の内容を説明してください。持ち時間は10分以内とし、10分経過の後には、事務局からプレゼンテーション終了の合図がありますので、指示に従ってください。
- ④ プレゼンテーション終了後、審査員から30分程度、質疑がありますので、可能な範囲でご回答ください。
- ⑤ 質疑終了後は、事務局の指示に従い、退室してください。

7 結果通知など

審査の結果は、提案いただいたすべての地域自治組織に書面にて通知します。

また、採択された事業については市ホームページにも掲載し、公表します(採択に至らなかった事業については公表しません)。

採択された地域自治組織については、別途補助金申請の手続をご案内します。

なお、審査結果に関する質問は受け付けません。

8 交付の申請

事業を採択された地域自治組織は、指定された期日までに次の書類を地域振興課又は各支所地域づくり係へ提出してください。

【補助金交付申請 必要書類】

- (1) まちづくりチャレンジ応援補助金交付申請書(様式第4号)
- (2) 提案書(様式第1号)の写し
- (3) 審査結果通知書(様式第3号)の写し
- (4) 事業計画書(様式第5号)
- (5) 収支予算書(様式第6号)
- (6) その他市長が必要と認める書類(団体規約、役員名簿、見積書等)

※ 提案事業採択初年度において、事業提案時と比較して事業内容に重大な変更が生じた場合や、対象経費が20パーセント以上変動する場合は、申請者と市の協議により、交付の適否及び交付額について決定します。

9 事業の実施・留意事項

事業の実施に当たっては、次の点に留意してください。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合において、次に該当するときは、あらかじめ市の承認を受けてください。
 - ア 対象経費の20パーセントを超える増減
 - イ 事業内容の重要な変更
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市の承認を受けてください。
- (3) 補助事業の内容が予定の期間内に完了する見込みがない場合、又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市に報告してください。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管してください。
- (5) この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（不動産及びその従属物を含む。以下「財産」という。）は、財産台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って効果的運用を図ってください。
- (6) 取得した財産を、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供す場合は、あらかじめ市と協議してください。

ただし、補助金の交付の目的及び耐用年数を勘案し、当該財産の耐用年

数が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数を経過した場合はこの限りではありません。

- (7) 財産のうち、1件当たりの取得価格が10万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ市と協議してください。

ただし、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではありません。

10 進捗状況の聴取及び調査、フォローアップ相談会について

事業の実施期間中、必要に応じて補助事業の進捗状況を聴取又は調査することがあります。

また、有識者との意見交換やアドバイスを直接もらうことができる場として、フォローアップ相談会を実施します。

(1) 実施時期

1回目：令和8年9月ごろ

2回目：令和9年1月ごろ

詳細は、提案団体の代表者に別途通知します。

(2) 会場

市役所本庁又は近隣施設

(3) 内容

○採択事業の実施団体について

事業の進捗状況や悩みなどについて相談いただけます。

▲不採択事業の提案団体について

不採択となった事業の提案団体については、来年度以降での再提案に向けた事業の見直し方などについて、次回の事前相談会の場を活用いただけます。

1 1 決定の取消及び補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消し、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を命じる場合があります。

- (1) 規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正手段による補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 事業の変更又は中止による変更承認通知を受けたとき。
- (4) 補助事業者が解散したとき。
- (5) 事業の遂行の見込みがないと市長が認めたとき。

1 2 実績報告

事業を完了した地域自治組織は、補助事業の完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月30日のいずれか早い期日までに、廿日市市まちづくりチャレンジ応援補助事業実績報告書(別記様式第10号)に次に掲げる書類を添えて地域振興課又は各支所地域づくり係へ提出してください。

- (1) 事業報告書(別記様式第11号)
- (2) 収支決算書(別記様式第12号)
- (3) 廿日市市まちづくりチャレンジ応援補助金精算書(別記様式第13号)
- (4) 補助事業者が自ら発行する広報紙、新聞記事その他の事業の成果を確認できる資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

1 3 その他の支援制度の活用

(1) 財源支援制度

まちづくりチャレンジ応援補助金以外にも、国、県、市などの補助制度をはじめ、各団体が行っている支援制度が活用できる場合があります。

事業内容によって検討できる場合がありますので、実施団体、廿日市市地域振興部地域振興課又は各支所地域づくり係にご相談ください。

【事例】

制度名称	実施団体	概要
赤い羽根共同募金	社会福祉法人 広島県共同募金会 ※相談窓口 社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会	子どもたち・高齢者・障がい者などを支援するさまざまな福祉活動への支援や、地域の課題を解決しようとする事業に対する支援 例) 地域テーマ募金 地域活動支援プロジェクト 赤い羽根 ESD 支援プロジェクト <u>ホームページアドレス</u> https://www.akaihane.or.jp/bokin/how/
コミュニティ助成事業	一般財団法人自治総合センター ※相談窓口 廿日市市	宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して、助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業 <u>ホームページアドレス</u> https://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity
クラウドファンディング	各事業者	プロジェクトを立ち上げた人や法人などに対して、不特定多数の人が購入、寄附といった形態で資金を供与する仕組み

(2) 市民活動なんでも相談

市民活動団体や市民の皆さんのニーズに合わせ、さまざまな相談ごとを相談できる窓口です。※予約制

問合せ先 廿日市市市民活動センター (TEL : 0829-32-3741)

1 4 問合せ先

- | | | |
|--------------|---|---------------------------------|
| 廿日市地域の地域自治組織 | ▶ | 地域振興部地域振興課
0829-30-9137 (直通) |
| 佐伯地域の地域自治組織 | ▶ | 佐伯支所地域づくり係
0829-72-1112 (直通) |
| 吉和地域の地域自治組織 | ▶ | 吉和支所地域づくり係
0829-77-2112 (直通) |
| 大野地域の地域自治組織 | ▶ | 大野支所地域づくり係
0829-30-2005 (直通) |
| 宮島地域の地域自治組織 | ▶ | 宮島支所地域づくり係
0829-44-2000 (直通) |